

様式第 4 8 （第 6 9 条関係）

託送供給約款変更届出書

北ガ本総 2 0 2 4 - 2 9 号
2 0 2 4 年 9 月 1 7 日

北海道経済産業局長
鈴木 洋一郎 殿

札幌市東区北 7 条東 2 丁目 1 番 1 号
北 海 道 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役社長 川村 智郷

ガス事業法第 4 8 条第 6 項の規定により、次のとおり託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞を変更したので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙のとおり。
実 施 期 日	2 0 2 4 年 1 0 月 1 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

添 付 書 類

I 変更を必要とする理由

II 託送供給約款新旧対照表

III 料金に関する説明書

ガス事業託送供給約款料金算定規則

・様式第1第1表	ガス需要計画
・様式第1第2表	設備投資計画
・様式第2第1表	営業費等算定総括表
・様式第3第1表	事業報酬算定総括表
・様式第4第1表	控除項目算定総括表
・様式第5第1表	原価等整理表
・様式第5第2表	機能別原価整理表
・様式第5第2表 補足	原価等の項目別の機能別原価への配分率表
・様式第6第1表	託送供給約款原価等と料金収入の比較表
・様式第8第2表	総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

I 変更を必要とする理由

以下の理由から当社の託送供給約款を変更したく、ガス事業法第48条第6項に基づき届け出いたします。

- ・ 託送収支の状況や将来的な業務運用等を踏まえた料金表の変更
- ・ 託送供給約款明確化の観点による文言の追記・変更等

(参考) 平均単価および改定率

	平均単価 (円／m ³)	改定率 (%)
変更後	30.83	△0.32%
変更前	30.93	

Ⅱ 託送供給約款新旧対照表

旧（2024 年 8 月 1 日実施）	新（2024 年 10 月 1 日実施）	備考
I. 基本事項 （省略） 3. 用語の定義 1 0. 契約の申込み及び成立 （省略） （8）個別契約申込み時の契約最大払出ガス量は、供給検討申込み時の「最大払出ガス量」を超えない値で当社及び託送供給依頼者の双方で決定します。なお、払出ガス量の最大値を計量するためのガスメーター等を設置しない場合の契約最大払出ガス量は、当該需要場所における払出地点のガスメーターの能力の合計値で申し込んでいただきます。当該ガスメーターを通過するガスを使用するすべての消費機器の定格入力（キロワット）を証明する書面を託送供給依頼者が当社に提出し、当社が認める場合は、当該すべての消費機器の定格入力（キロワット）の合計値から契約最大払出ガス量を算出できるものとし、その場合は次の算式により算定いたします。 ただし、算定の結果 1 立方メートル未満となった場合は、1 立方メートルといたします。 契約最大払出ガス量（小数点以下切捨て）＝定格入力（キロワット）の合計値／標準熱量（メガジュール）× 3. 6 当該需要場所における払出ガス量の最大値の一部を計量するガスメーター等を設置する場合の契約最大払出ガス量は、当該ガスメーター等で計量する部分の契約最大払出ガス量に、当該ガスメーター等で計量しない部分のガスメーターの能力の合計値を加えた値で申し込んでいただきます。なお、当該ガスメーター等で計量しない部分のガスメーターを通過するガスを使用するすべての消費機器の定格入力（キロワット）を証明する書面を託送供給依頼者が当社に提出し、当社が認める場合は、当該すべての消費機器の定格入力（キロワット）の合計値から当該ガスメーター等で計量しない部分の契約最大払出ガス量を算出できるものとし、その場合は次の算式により算定いたします。ただし、算定の結果 1 立方メートル未満となった場合は、1 立方メートルとい	I. 基本事項 （省略） 3. 用語の定義 （省略） <u>(49) 負荷計測器</u> <u>託送契約に用いる、ガスメーターごとに払い出す 1 時間ごとのガス量を計測する機能を有する機器（当該機能を有するガスメーターを含みます。）をいいます。</u> （省略） 1 0. 契約の申込み及び成立 （省略） （8）個別契約申込み時の契約最大払出ガス量は、<u>需要場所に負荷計測器が設置されている場合、当該負荷計測器によって計測される部分については、当社及び託送供給依頼者の双方で決定することができます（以下「協議制」といいます。）。協議制によらない部分については、当該ガスメーターの能力の合計値（小数点以下切捨て）とします。ただし、</u>当該ガスメーターを通過するガスを使用するすべての消費機器の定格入力（キロワット）を証明する書面を託送供給依頼者が当社に提出<u>したとき</u>は、当該すべての消費機器の定格入力（キロワット）の合計値から<u>次の算式により契約最大払出ガス量を算出できるものとします。</u> <u>（移動）</u> 契約最大払出ガス量（小数点以下切捨て）＝定格入力（キロワット）の合計値／標準熱量（メガジュール）× 3. 6 <u>ただし、算定の結果 1 立方メートル未満となった場合は、1 立方メートルといたします。</u> <u>（削除）</u>	追加 変更 算式の下に移動 算式の上より移動 削除

旧（2024 年 8 月 1 日実施）	新（2024 年 10 月 1 日実施）	備考
たします。 当該ガスメーター等で計量しない部分の契約最大払出ガス量（小数点以下切捨て）＝定格入力（キロワット）の合計値／標準熱量（メガジュール）× 3． 6 なお、メーターを通過するガスの圧力が以下の場合には、ガスメーターの能力にそれぞれの圧力に該当する係数を乗じた値を、契約最大払出ガス量の設定に用います。 最高圧力が 0． 1 メガパスカル以上 0． 3 メガパスカル未満の場合… 2 最高圧力が 0． 3 メガパスカル以上 1． 0 メガパスカル未満の場合… 4 最高圧力が 1． 0 メガパスカル以上の場合…通過するガスの圧力に応じて別途定めます。 （省略） Ⅲ．料金等の算定 （省略） 1 7． 託送供給料金の算定 ―託送供給料金の算定方法― （1）当社は、個別契約に基づき、別表第 4 の料金表を適用して、16 の規定で通知した需要場所のガス量により、その料金算定期間の託送供給料金（(2)（3）に定める金額をいい、以下「託送供給料金」といいます。）を算定いたします。 （2）別表第 4 の料金表の 2 部料金は、定額基本料金に従量料金を加えた金額とし、料金算定期間ごとに申し受けます。 （3）別表第 4 の料金表の 3 部料金は、定額基本料金、流量基本料金、従量料金の合計金額とし、料金算定期間ごとに申し受けます。 （4）定額基本料金は、別表第 4 に定める金額といたします。 （5）流量基本料金は、別表第 4 に定める流量基本料金単価に契約最大払出ガス量に乗じた金額といたします。 （6）従量料金は、別表第 4 に定める従量料金単価に料金算定期間におけるガス量に乗じた金額といたします。 （省略） 1 8． 補償料 （省略）	なお、メーターを通過するガスの圧力が以下の場合には、ガスメーターの能力にそれぞれの圧力に該当する係数を乗じた値を、契約最大払出ガス量の設定に用います。 最高圧力が 0． 1 メガパスカル以上 0． 3 メガパスカル未満の場合… 2 最高圧力が 0． 3 メガパスカル以上 1． 0 メガパスカル未満の場合… 4 最高圧力が 1． 0 メガパスカル以上の場合…通過するガスの圧力に応じて別途定めます。 （省略） Ⅲ．料金等の算定 （省略） 1 7． 託送供給料金の算定 ―託送供給料金の算定方法― （1）当社は、個別契約に基づき、別表第 4 の料金表を適用して、16 の規定で通知した需要場所のガス量により、その料金算定期間の託送供給料金（(2)（3）に定める金額をいい、以下「託送供給料金」といいます。）を算定いたします。 （2）別表第 4 の料金表の 2 部料金は、定額基本料金に従量料金を加えた金額とし、料金算定期間ごとに申し受けます。 （3）別表第 4 の料金表の 3 部料金は、定額基本料金、流量基本料金、従量料金の合計金額とし、料金算定期間ごとに申し受けます。 （4）定額基本料金は、別表第 4 に定める金額といたします。 （5）流量基本料金は、別表第 4 に定める流量基本料金単価 <u>（A）</u> に契約最大払出ガス量に乗じた金額といたします。<u>ただし、契約最大払出ガス量を定めるにあたって、その全部又は一部について協議制を採用している場合は、流量基本料金単価（B）に契約最大払出ガス量に乗じた金額といたします。</u> （6）従量料金は、別表第 4 に定める従量料金単価に料金算定期間におけるガス量に乗じた金額といたします。 （省略） 1 8． 補償料 （省略）	変更

旧（2024 年 8 月 1 日実施）	新（2024 年 10 月 1 日実施）	備考
（３）契約最大払出ガス量超過補償料 当社は、契約期間の定めのある個別契約において払出ガス量が契約最大払出ガス量を超えた月ごとに、次の算式によって算定する金額を、契約最大払出ガス量超過補償料として申し受けます。 （補償料の算定式） （最大の１時間あたりのガス量－契約最大払出ガス量）×流量基本料金単価×１．５ （４）補償料に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。 消費税等相当額＝補償料×消費税率÷（１＋消費税率） （５）補償料その他を算定した結果１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。 （省略） ２１．受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担 （１）託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等を新たに設置、増強、更新等する必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。ただし、ガスメーター本体費用及び当社が指定する設備は当社が負担します。 また、内管工事、本支管・整圧器の新設・入取替工事の費用負担については、別途、「36 内管工事に伴う費用の負担」、「37 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担」に定めるものといたします。 （省略） Ⅳ．託送供給 （省略） ３６．内管工事に伴う費用の負担 （省略）	（３）契約最大払出ガス量超過補償料 当社は、契約期間の定めのある個別契約において払出ガス量<u>の最大値</u>が契約最大払出ガス量を超えた月ごとに、次の算式によって算定する金額を、契約最大払出ガス量超過補償料として申し受けます。 （補償料の算定式） （<u>払出ガス量の最大値</u>－契約最大払出ガス量）×流量基本料金単価 <u>（B）</u> ×１．５ <u>なお、払出ガス量の最大値は次の値を合算したものといたします。</u> <u>①協議制による部分</u> <u>・料金算定期間において、負荷計測器で計測された払出ガス量の最大値</u> <u>②協議制によらない部分</u> <u>・契約最大払出ガス量のうち協議制によらない部分の値</u> （４）補償料に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。 消費税等相当額＝補償料×消費税率÷（１＋消費税率） （５）補償料その他を算定した結果１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。 （省略） ２１．受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担 （１）託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等を新たに設置、増強<u>又は更新する</u>必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。ただし、ガスメーター、<u>負荷計測器及び当社が指定する設備の設置、増強又は更新にかかる本体費用は当社が負担するものとし、当該設備等の所有権は当社に帰属するものといたします。</u> また、内管工事、本支管・整圧器の新設・入取替工事の費用負担については、別途、「36 内管工事に伴う費用の負担」、「37 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担」に定めるものといたします。 （省略） Ⅳ．託送供給 （省略） ３６．内管工事に伴う費用の負担 （省略）	変更 変更 変更

旧（2024 年 8 月 1 日実施）	新（2024 年 10 月 1 日実施）	備考
（10）ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。 （省略） 附則 1．実施期日 この約款は、2024 年 8 月 1 日から実施いたします。 （省略） 4．乖離率に係る暫定的措置 2017 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から 2 年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4（10）③、24 においては「5 パーセント」を「5 パーセント（暫定措置対象者は 10 パーセント）」と読み替えます。 5．その他 この約款に定めのない事項等については、そのつど託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。 別表 （省略） （別表第 4）料金表等 （省略） － 2 部料金－	（10）ガスメーター<u>及び負荷計測器</u>は当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。 （省略） 附則 1．実施期日 この約款は、<u>2024 年 10 月 1 日</u>から実施いたします。 （省略） <u>（削除）</u> <u>4．この約款の適用</u> <u>2024 年 10 月 1 日を含む料金算定期間の料金は、この約款によります。</u> 5．その他 この約款に定めのない事項等については、そのつど託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。 別表 （省略） （別表第 4）料金表等 （省略） － 2 部料金－	変更 変更 削除 追加

旧（2024 年 8 月 1 日実施）			新（2024 年 10 月 1 日実施）			備考
（2）従量料金単価	1 か月及び1 個別契約につき	1， 8 3 0． 0 0 円	（2）従量料金単価	1 か月及び1 個別契約につき	<u>1， 8 2 7． 0 0 円</u>	変更
	1 立方メートルにつき（その他期）	2 7． 8 0 円		1 立方メートルにつき（冬期）	<u>2 7． 6 4 円</u>	変更
	1 立方メートルにつき（冬期）	3 0． 7 0 円			<u>3 0． 5 4 円</u>	
8．料金表G			8．料金表G			変更
（1）定額基本料金			（1）定額基本料金			
1 か月及び1 個別契約につき		2， 5 0 0． 0 0 円	1 か月及び1 個別契約につき		2， 5 0 0． 0 0 円	
（2）従量料金単価			（2）従量料金単価			
1 立方メートルにつき（その他期）		2 7． 3 6 円	1 立方メートルにつき（その他期）		<u>2 7． 1 9 円</u>	
1 立方メートルにつき（冬期）		3 0． 2 6 円	1 立方メートルにつき（冬期）		<u>3 0． 0 9 円</u>	
－ 3 部料金－			－ 3 部料金－			
（省略）			（省略）			
1 2．料金表 第一種			1 2．料金表 第一種			
（1）定額基本料金			（1）定額基本料金			
1 か月及び1 個別契約につき		2， 5 0 0． 0 0 円	1 か月及び1 個別契約につき		2， 5 0 0． 0 0 円	変更・追加
（2）流量基本料金単価			（2）流量基本料金単価			
1 立方メートルにつき		7 3 0． 0 0 円	1 立方メートルにつき <u>(A)</u>		7 3 0． 0 0 円	
			<u>1 立方メートルにつき (B)</u>		<u>1， 9 7 0． 0 0 円</u>	
（3）従量料金単価			（3）従量料金単価			変更
1 立方メートルにつき（その他期）		5． 8 4 円	1 立方メートルにつき（その他期）		<u>5． 7 1 円</u>	
1 立方メートルにつき（冬期）		8． 7 4 円	1 立方メートルにつき（冬期）		<u>8． 6 1 円</u>	
1 3．料金表 第二種			1 3．料金表 第二種			変更・追加
（1）定額基本料金			（1）定額基本料金			
1 か月及び1 個別契約につき		2 5， 0 0 0． 0 0 円	1 か月及び1 個別契約につき		2 5， 0 0 0． 0 0 円	
（2）流量基本料金単価			（2）流量基本料金単価			
1 立方メートルにつき		7 3 0． 0 0 円	1 立方メートルにつき <u>(A)</u>		7 3 0． 0 0 円	
			<u>1 立方メートルにつき (B)</u>		<u>1， 9 7 0． 0 0 円</u>	
（3）従量料金単価			（3）従量料金単価			
1 立方メートルにつき（その他期）		3． 1 4 円	1 立方メートルにつき（その他期）		<u>3． 0 1 円</u>	

旧（2024 年 8 月 1 日実施）			新（2024 年 10 月 1 日実施）			備考								
<table><tr><td>1 立方メートルにつき（冬期）</td><td>6． 0 4 円</td></tr></table>			1 立方メートルにつき（冬期）	6． 0 4 円	<table><tr><td>1 立方メートルにつき（冬期）</td><td><u>5． 9 1 円</u></td></tr></table>			1 立方メートルにつき（冬期）	<u>5． 9 1 円</u>	変更				
1 立方メートルにつき（冬期）	6． 0 4 円													
1 立方メートルにつき（冬期）	<u>5． 9 1 円</u>													
1 4． 料金表 第三種			1 4． 料金表 第三種			変更・追加								
（1） 定額基本料金			（1） 定額基本料金											
<table><tr><td>1 か月及び1 個別契約につき</td><td>1 0 0， 0 0 0． 0 0 円</td></tr></table>			1 か月及び1 個別契約につき	1 0 0， 0 0 0． 0 0 円	<table><tr><td>1 か月及び1 個別契約につき</td><td>1 0 0， 0 0 0． 0 0 円</td></tr></table>			1 か月及び1 個別契約につき	1 0 0， 0 0 0． 0 0 円					
1 か月及び1 個別契約につき	1 0 0， 0 0 0． 0 0 円													
1 か月及び1 個別契約につき	1 0 0， 0 0 0． 0 0 円													
（2） 流量基本料金単価			（2） 流量基本料金単価											
<table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>7 3 0． 0 0 円</td></tr></table>			1 立方メートルにつき	7 3 0． 0 0 円	<table><tr><td>1 立方メートルにつき <u>(A)</u></td><td>7 3 0． 0 0 円</td></tr><tr><td><u>1 立方メートルにつき（B）</u></td><td><u>1， 9 7 0． 0 0 円</u></td></tr></table>			1 立方メートルにつき <u>(A)</u>	7 3 0． 0 0 円	<u>1 立方メートルにつき（B）</u>	<u>1， 9 7 0． 0 0 円</u>			
1 立方メートルにつき	7 3 0． 0 0 円													
1 立方メートルにつき <u>(A)</u>	7 3 0． 0 0 円													
<u>1 立方メートルにつき（B）</u>	<u>1， 9 7 0． 0 0 円</u>													
（3） 従量料金単価			（3） 従量料金単価											
<table><tr><td>1 立方メートルにつき（その他期）</td><td>1． 3 4 円</td></tr><tr><td>1 立方メートルにつき（冬期）</td><td>4． 2 4 円</td></tr></table>			1 立方メートルにつき（その他期）	1． 3 4 円	1 立方メートルにつき（冬期）		4． 2 4 円	<table><tr><td>1 立方メートルにつき（その他期）</td><td>1． 3 4 円</td></tr><tr><td>1 立方メートルにつき（冬期）</td><td>4． 2 4 円</td></tr></table>			1 立方メートルにつき（その他期）	1． 3 4 円	1 立方メートルにつき（冬期）	4． 2 4 円
1 立方メートルにつき（その他期）	1． 3 4 円													
1 立方メートルにつき（冬期）	4． 2 4 円													
1 立方メートルにつき（その他期）	1． 3 4 円													
1 立方メートルにつき（冬期）	4． 2 4 円													
3（34）の境界線におけるガスの最高使用圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価の加算額を加えたものを従量料金単価とします。			3（34）の境界線におけるガスの最高使用圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価の加算額を加えたものを従量料金単価とします。											
低圧導管利用に係る加算額（料金表第一種～第三種共通）			低圧導管利用に係る加算額（料金表第一種～第三種共通）											
<table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>5． 2 7 円</td></tr></table>			1 立方メートルにつき	5． 2 7 円	<table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>5． 2 7 円</td></tr></table>			1 立方メートルにつき	5． 2 7 円					
1 立方メートルにつき	5． 2 7 円													
1 立方メートルにつき	5． 2 7 円													
（省略）			（省略）											

Ⅲ 料金に関する説明書

様式第 1 （第 3 条関係）
第 1 表

ガ ス 需 要 計 画

(単位：千m³)

	2022年度実績	2023年度実績	2024年度	2025年度	2026年度	原価算定期間計	備考
需要量	617, 778	631, 066	633, 408	638, 692	645, 580	1, 917, 681	

第2表

設 備 投 資 計 画

(単位：百万円)

		2022年度実績	2023年度実績	2024年度	2025年度	2026年度	原価算定期間計	備考
土地		0	0	48	0	0	48	
建物		17	28	84	93	56	232	
供給設備	ガスホルダー	0	0	0	0	0	0	
	その他機械装置	241	180	444	834	394	1,671	
	輸送導管	12	0	0	0	0	0	
	本支管（輸送導管を除く。）	6,453	6,340	6,280	5,723	5,317	17,320	
	供給管	1,189	1,208	1,289	1,212	1,137	3,637	
	その他	76	104	289	219	129	637	
計		7,972	7,833	8,301	7,987	6,977	23,265	
業務設備		211	196	187	73	59	318	
合 計		8,200	8,057	8,619	8,153	7,091	23,864	
工事負担金等（合計の内訳）		146	71	44	44	58	146	

様式第2 （第4条及び第5条関係）
第1表

営 業 費 等 算 定 総 括 表

(原資算定期間：2024年4月～2027年3月)

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
労 務 費	役員給与	231,341	
	給料	5,019,172	
	雑給	437,637	
	賞与手当	1,616,747	
	法定福利費	1,114,270	
	厚生福利費	338,094	
	退職手当	503,013	
計		9,260,274	
諸 経 費	修繕費	4,416,387	
	電力料	180,622	
	水道料	13,417	
	使用ガス費	172,011	
	消耗品費	2,337,619	
	運賃	32,840	
	旅費交通費	199,031	
	通信費	475,393	
	保険料	37,100	
	賃貸料	1,901,359	
	委託作業費	5,024,406	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税 （法人税割）を除く。）	3,619,847	
	試験研究費	0	
	教育費	84,930	
	需要開発費	0	
	たな卸減耗費	1,298	
	固定資産除却費	1,424,479	
	貸倒償却	0	
	雑費	〈 0〉 〈22,167〉	寄付金に係る費用 団体費に係る費用
	需給調整費	250,431	
	バイオマス調達費	723,573	
	需要調査・開拓費	0	
	事業者間精算費	1,467,918	
計		2,014,466	
減価償却費		24,377,125	
営業外費用		20,843,602	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		31,797	
合 計		950,018	
合 計		55,462,816	

様式第3 （第6条関係）
第1表

事業報酬算定総括表

（原資算定期間：2024年4月～2027年3月）

（単位：千円）

		金 額	備 考
レート ベース	固定資産投資額	153,896,981	
	運転資本	4,054,073	
	計	157,951,055	
事業報酬率		2.80%	
事業報酬額		4,422,630	

様式第4 （第7条関係）
第1表

控 除 項 目 算 定 総 括 表

（原資算定期間：2024年4月～2027年3月）（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
営業雑益	0	
雑収入	124,323	
事業者間精算収益	636,459	
合 計	760,782	

様式第5 （第8条から第12条まで関係）
第1表

原 価 等 整 理 表

（単位：千円）

項 目			供給販売費	一般管理費	その他項目	合 計
営 業 費	労務費	役員給与	0	231,341	－	231,341
		給料	4,582,519	436,652	－	5,019,172
		雑給	396,853	40,784	－	437,637
		賞与手当	1,486,304	130,443	－	1,616,747
		法定福利費	988,307	125,964	－	1,114,270
		厚生福利費	288,621	49,473	－	338,094
		退職手当	469,066	33,947	－	503,013
		計	8,211,670	1,048,604	－	9,260,274
	諸経費	修繕費	4,416,387	0	－	4,416,387
		電力料	176,741	3,881	－	180,622
		水道料	12,316	1,101	－	13,417
		使用ガス費	172,011	0	－	172,011
		消耗品費	2,306,464	31,155	－	2,337,619
		運賃	28,420	4,421	－	32,840
		旅費交通費	154,154	44,877	－	199,031
		通信費	467,764	7,629	－	475,393
		保険料	19,023	18,078	－	37,100
		賃貸料	1,787,169	114,190	－	1,901,359
		委託作業費	4,831,924	192,482	－	5,024,406
		租税課金（法人税・地方法人税・住民税（法人税割）を除く。）	2,825,278	794,569	－	3,619,847
		試験研究費	0	0	－	0
		教育費	52,812	32,117	－	84,930
		需要開発費	0	0	－	0
		たな卸減耗費	1,298	0	－	1,298
		固定資産除却費	1,424,479	0	－	1,424,479
		貸倒償却	0	0	－	0
		雑費	109,691	140,740	－	250,431
		需給調整費	723,573	0	－	723,573
		バイオマス調達費	0	0	－	0
		需要調査・開拓費	1,467,918	0	－	1,467,918
		事業者間精算費	2,014,466	0	－	2,014,466
		計	22,991,886	1,385,239	－	24,377,125
		減価償却費		20,784,240	59,363	－
営業外費用			－	－	31,797	31,797
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）			－	－	950,018	950,018
事業報酬額			－	－	4,422,630	4,422,630
小 計（A）			51,987,796	2,493,205	5,404,445	59,885,446
控除項目		営業雑益	－	－	0	0
		雑収入	－	－	124,323	124,323
		事業者間精算収益	－	－	636,459	636,459
計（B）		－	－	760,782	760,782	
合計（原価等）（C）＝（A）－（B）			51,987,796	2,493,205	4,643,662	59,124,663

第2表

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		1,087,153
供給需要原価	高圧導管原価	2,366,510
	中圧導管原価	14,194,819
	中圧A導管原価	3,780,420
	中圧B導管原価	10,414,398
	低圧導管原価	22,446,911
	計	39,008,240
需要家原価	供給管原価	9,942,645
	メーター原価	2,979,656
	検針原価	456,580
	内管保安原価	2,035,500
	計	15,414,381
託送供給特定原価		3,614,889
合 計 (原価等)		59,124,663

第2表補足

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

機能別原価項目		項目	供給販売費			一般管理費			その他費用				
		労務費	諸経費	減価償却費	労務費	諸経費	減価償却費	営業外 費用	事業 報酬	法人税 地方法人税 住民税	控除項目		
											営業雑益	雑収入	事業者間 精算収益
ホルダー原価		4.02	1.80	1.17	3.44	2.65	3.47	0.45	0.47	0.47		0.47	
供給 需要 原価	高圧導管原価	2.70	3.18	5.89	2.96	3.53	2.98	1.98	2.02	2.02		2.02	
	中圧導管原価	20.80	20.04	29.17	21.87	23.07	21.98	23.86	23.74	23.74		23.74	
	中圧A導管原価	6.23	5.45	7.43	6.15	6.33	6.17	6.14	5.96	5.95		5.95	
	中圧B導管原価	14.57	14.59	21.74	15.72	16.74	15.81	17.72	17.78	17.79		17.79	
	低圧導管原価	9.56	27.84	55.63	18.81	28.25	18.66	58.46	58.66	58.67		58.67	
計		33.06	51.06	90.69	43.64	54.85	43.62	84.30	84.42	84.43		84.43	
需要 家 原価	供給管原価	35.19	17.83	7.57	30.38	23.41	30.36	13.67	13.61	13.61		13.61	
	メーター原価	14.42	5.96	0.49	12.04	8.53	12.13	1.47	1.37	1.37		1.37	
	検針原価	2.27	0.91	0.07	1.88	1.32	1.89	0.10	0.13	0.13		0.13	
	内管保安原価	11.04	4.14		8.62	5.96	8.53						
	託送供給特定原価		18.29			3.28							100.00
計		62.92	47.13	8.13	52.92	42.50		15.24	15.11	15.11		15.11	100.00
合計（原価等）		100.00	99.99	99.99	100.00	100.00	100.00	99.99	100.00	100.01		100.01	100.00

様式第 6 (第14条関係)
第 1 表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千m ³)	平均単価 (a÷b) (円／m ³)	想定料金収入 (千円)
59,124,663	1,917,681	30.83	59,124,009

様式第 8 （第18条及び第19条関係）

第2表

総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

（原資算定期間：2024年4月～2027年3月）

（単位：千円）

	金 額
届出託送供給約款料金原価等 （財務体質強化原資）	59, 124, 663 ()
託送供給約款の変更前料金収入	59, 315, 173
託送供給約款料金引下げ原資	190, 510
需要量（千m ³ ）	1, 917, 681